

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
	（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）	（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）
第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。	第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。	（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）
一〇二十四の二 （略）	一〇二十四の二 （略）	一〇二十四の二 （略）
二十五 道路法第四十七条の九、第四十八条の二十九の七、第四十八条の三十九及び第九十一条第一項	二十五 道路法第四十七条の九、第四十八条の三十九及び第九十一 条第一項 (新設)	二十五 道路法第四十七条の九、第四十八条の三十九及び第九十一 条第一項 (新設)
二十五条の二 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）	二十五条の二 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）	二十五条の二 踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）
第十条 第十条 2 2・3 （略）	二十六 二十六 （略）	二十六 二十六 （略）
二十六 二十六 （略）	二十六 二十六 （略）	二十六 二十六 （略）